

## 只木ゼミ夏合宿第4問検察レジュメ(反対尋問)

文責:2班

1. 弁護側は弁護レジュメ1頁32行目以下で、暴力行為等処罰ニ関スル法律2条2項を例にC-1説が結果の妥当性を欠くと主張するが、そもそも「常習」者を処罰する趣旨の法律で非常習者を処罰することが「妥当」といえるのか。
2. 弁護側は弁護レジュメ1頁30行目以下で「結果の妥当性を考慮していない」としてC-1説を批判しつつ、25行目以下ではA説を「刑の均衡を失う場合があり得る」と認めながら支持している。両者の主張は矛盾するものではないか。
3. 弁護側は弁護レジュメ2頁17行目で「そもそもC-1説の考えは妥当でない」とするが、C-1説が前提とする「違法性は連带的に、責任は個別的に」という考えをも否定する立場なのか。